

事業者 各位

管 財 部 長  
(技術管理課、契約課扱い)

## 余裕期間制度を適用する工事の試行について(通知)

日頃より、本市の公共工事にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和8年5月1日以降に市川市が発注する工事の入札・契約制度について、下記のとおり改正を行いますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 余裕期間制度を適用する工事の試行について(別紙1 参照)

施工時期の平準化に資するため、工事着手前に現場代理人及び建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく技術者(以下、「技術者等」という。)の配置を要せず、かつ、工事を実施するために要する資材及び労働者の確保を行うことができる期間を認める制度(余裕期間制度)を創設します。

新たに制定した要領:市川市建設工事余裕期間制度試行実施要領

#### 2. その他

上記の内容については、市川市公式Webサイトに掲載いたします。

以上

問合せ先

余裕期間制度に関すること:市川市 管財部 技術管理課

(電話:047-704-0058)

入札・契約に関すること:市川市 管財部 契約課

(電話:047-712-8593)

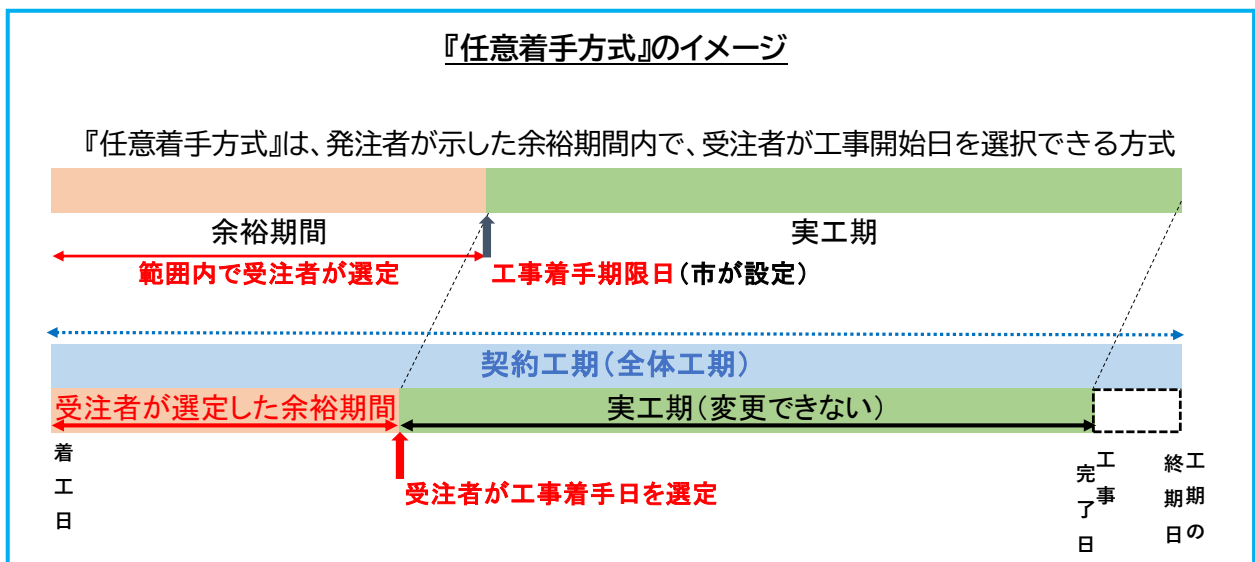
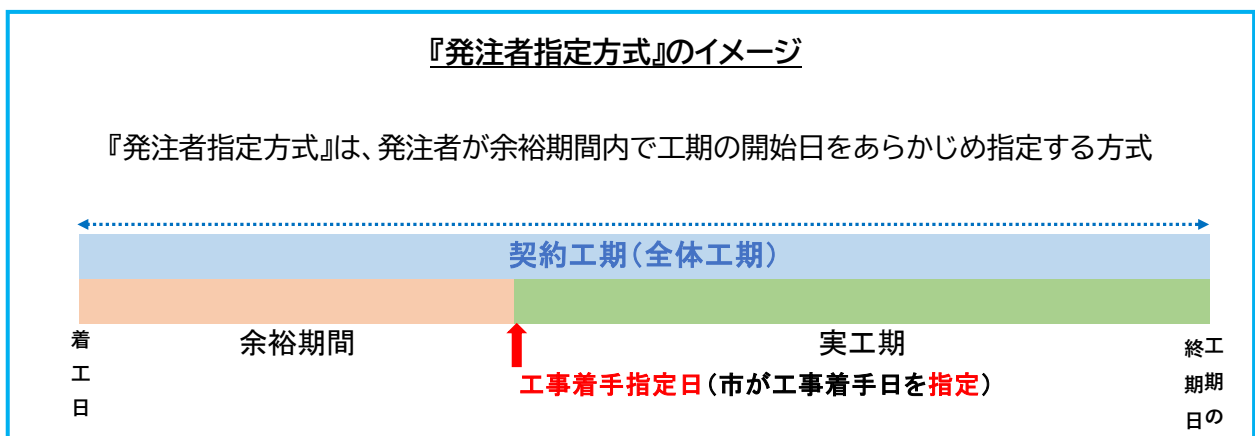
## 余裕期間制度を適用する工事の試行について

施工時期の平準化に資するため、工事着手前に技術者等の配置を要せず、かつ、工事を実施するために要する資材及び労働者の確保を行うことができる期間を認める制度(余裕期間制度)を創設しました。

※余裕期間とは、労働者の確保及び建設資材の調達等を行うことができる期間で、契約締結日の翌日から工事着手する日の前日までの期間を指します。

### 1. 概要

本市においては、『発注者指定方式』及び『任意着手方式』を導入します。該当する案件については、「公告文」及び「施工条件の明示」に記載いたします。



### 2. 余裕期間内における技術者等の配置及び工事準備について

余裕期間内は、技術者等の配置は不要です。

余裕期間内は労働者の確保等はできますが、工事の施工(現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設物の設置等を含む。)は、できません。

### 3. 前払金について

前払金の請求は、工事着手日(発注者指定方式においては、工事着手指定日)の10日前以降でなければ請求することができません。

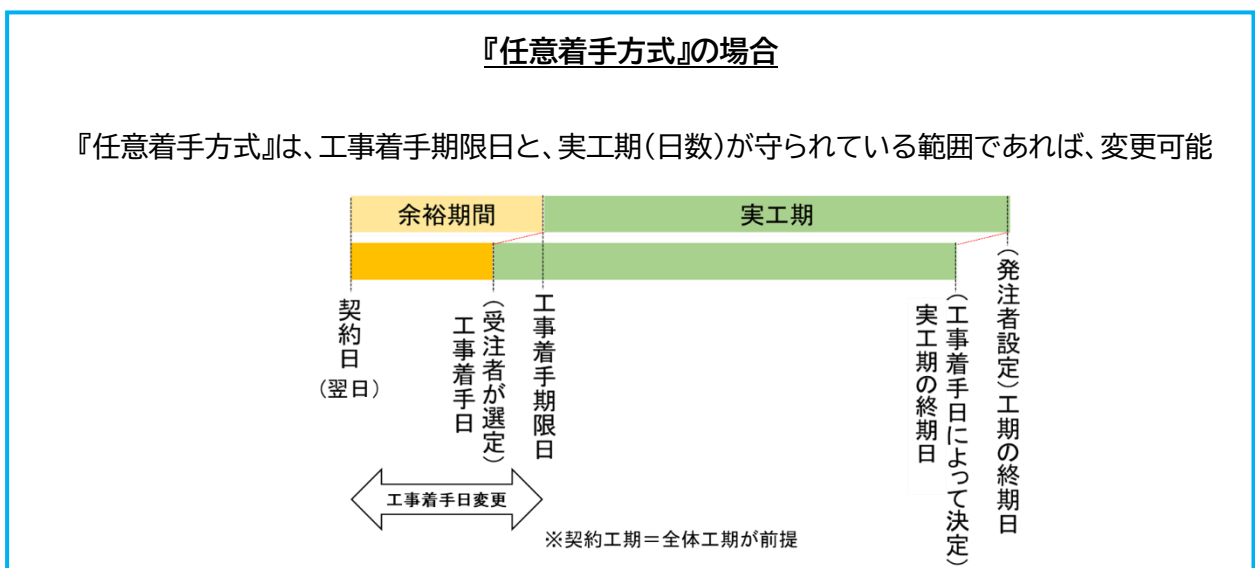
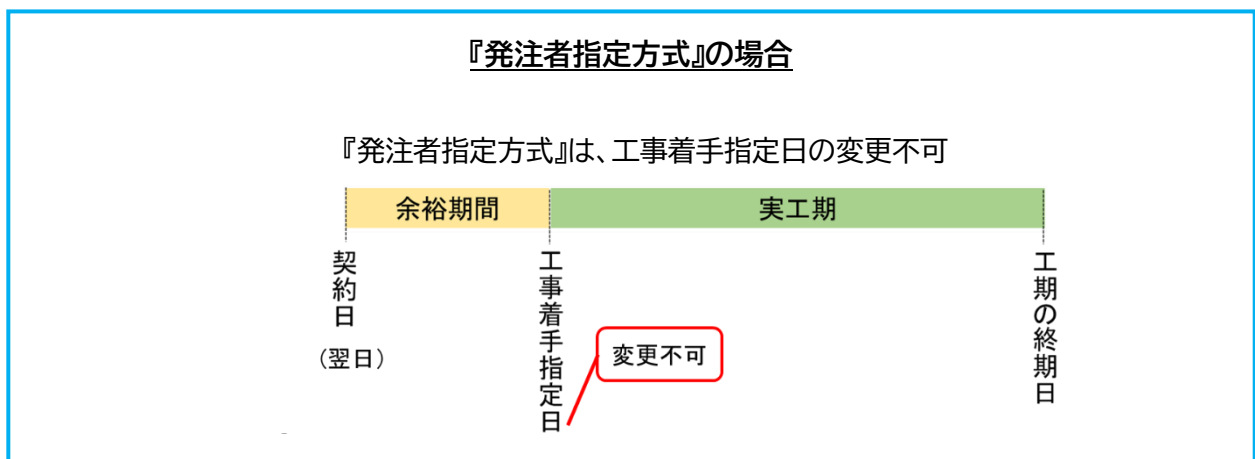
### 4. 任意着手方式における工事着手日の届け出について

**契約締結後7日以内**に工事着手日通知書を市川市(工事発注課に提出)に届け出る必要があります。

### 5. 工事着手日・工期の変更が生じた場合の対応について

任意着手方式の場合は、届け出た工事着手日は、次の①から③の条件を満たす場合に限り、変更することができます。なお、発注者指定方式の場合は余裕期間の変更はできません。

- ① 「届け出た工事着手日の7日前」又は「変更する工事着手日の7日前」のいずれかの日にちで早く到達する日までに、工事着手日変更通知書を用いて、工事着手日の変更を市川市に届け出ること
- ② 前払金の請求を行っていないこと
- ③ 任意着手方式であり、工事着手期限日と、実工期(日数)が守られている範囲であること



**工事着手日通知書**  
(任意着手方式による余裕期間制度適用工事)

年 月 日

市 川 市 長

住所

商号又は名称

印

氏名

次のとおり工事着手日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 上 の 工 期	自 年 月 日から 至 年 月 日まで
工 事 着 手 期 限 日	年 月 日
工 事 着 手 日	年 月 日
実 工 期 の 終 期 日	年 月 日

- ※ 契約締結後7日以内に提出すること。
- ※ 閉庁日を工事着手日としないこと。
- ※ 実工期の終期日は、本通知書により通知した工事着手日から、発注者が設計図書に示す実工期を経過した日（閉庁日の場合は翌開庁日）とする。
- ※ 契約書上の工期は、全体工期を記載するものとする。

**工事着手日変更通知書**  
(任意着手方式による余裕期間制度適用工事)

年 月 日

市 川 市 長

住所

商号又は名称

印

氏名

次のとおり工事着手日を変更したので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	自 年 月 日から 至 年 月 日まで
工事着手期限日	年 月 日
既届出工事着手日	年 月 日
変更工事着手日	年 月 日
既届出実工期の終期日	年 月 日
変更実工期の終期日	年 月 日

※ 届け出た工事着手日の7日前または、変更する工事着手日の7日前のいずれか先に到達する日迄に提出すること。

※ 閉庁日を工事の開始日としないこと。

※ 実工期は変更せず、実工期の終期日は工事着手日を変更する日数分を前倒し又は後倒しするものとする。ただし、当該日が閉庁日の場合は翌開庁日を工期の終期日とする。